

# 委託業務仕様書

## 1. 委託業務名

令和7年度健康食品ブランド力魅力アップ推進事業委託業務

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※本事業は最長3年（令和7年度～令和9年度）の実施を予定しており、事業実施状況（目標に対する達成状況）の評価に基づき継続の可否について審査を行い、契約を継続する場合があります。

ただし、令和7年度以降の県予算の成立が前提となるため、3年間の事業実施を保証するものではない。

## 3. 業務目的

沖縄県には健康食品素材として有望な生物資源が豊富に存在しており、健康食品産業は本県経済振興の一翼を担う移外型産業として成長が期待されているが、ここ数年売上高の大きな伸びは見られていない。また、県外で健康食品の健康被害が生じたことから製造工程など衛生管理の安全性が重要視されている。

本業務では、平成30年度に（一社）沖縄県健康産業協議会により創設された沖縄県独自のブランド認証制度である「WELLNESS OKINAWA JAPAN (WOJ)」を普及、強化し、県産健康食品の競争力を高めることで、健康食品産業の自立的成長を図り、県経済発展に繋げる必要な支援を行うことを目的とする。具体的には同事業の補助事業者に対しハンズオン支援を行うことや、企業単独で取り組むことが難しい機能性の科学的根拠となるヒト介入試験や文献調査に関する支援等を行うこと、沖縄県工業技術センターと共同で健康食品製造業者に対して品質管理点検及び指導を行い、製造工程の安全性の点検を行う。

## 4. 委託業務内容

### (1) 沖縄ブランドの普及、強化（重点）

（一社）沖縄県健康産業協議会が実施するWOJ認証制度の認知度を向上しブランド力を強化すること等により、売上高の増加等、経済効果を高める効果的なプロモーション等を実施する。

#### (ア) 現状把握及び分析

アンケート調査等により、WOJ認証制度等の認知度や沖縄ブランド力がどの程度（どのような層に）普及されているか等、現状把握・分析を行うこと。

#### (イ) 課題抽出

（ア）の分析及び過年度（前身事業）からの課題を抽出し、多面的に分析した上で当年度に取り組むべき課題を選定すること。

#### (ウ) 課題解決に向けた実施内容検討

どの程度の改善を目標とするのか定めた上で、実施内容を提案すること。複数の案を提案し、実現性、コストなどの多面的な評価から実効性の高い方策を選定する。その際、効果が定量的に把握できる指標も併せて提案すること。

(エ) 実施

実施の際は期中に効果を把握し、対策の妥当性を確認しながら進めること。

(オ) 評価

対策前後の効果を定量的に把握することで、対策の妥当性を評価すること。また、次年度以降に残る課題や当年度の改善点を挙げること。

(カ) その他

事業終了後の認証制度自立化に向けた取組の検討と実施においても、課題抽出を行い、取り組むべき課題を選定した上で実施すること。

**(2) 機能性食品開発等に係る企業支援（重点）**

企業のWJ認証制度や機能性表示食品等の商品開発に関する相談に対して課題に応じた支援を実施する。

- (ア) ブランド戦略や販路開拓及び商品開発等に関する助言、並びにマッチング支援
- (イ) 機能性エビデンス調査（ヒト介入試験・研究レビュー等）に関する助言
- (ウ) 機能性表示食品届出、WJ認証制度申請に関する支援
- (エ) 各種制度、機能性に関する周知活動

**(3) 機能性食品開発促進のためのエビデンス調査及び活用促進**

県産素材の機能性の科学的根拠取得のため、以下の調査を実施する。素材または成分の選定にあたっては、県内企業のエビデンス活用状況や要望、機能性表示食品制度の現状、健康食品業界の市場動向、エビデンス取得による経済効果等を整理した上で選定すること。

- (ア) 素材及び成分について安全性、機能性等に関する文献調査等を行い、研究レビューの作成または改訂を行う
- (イ) 機能性表示食品制度、認証制度における科学的根拠（エビデンス）の活用促進

**(4) 補助事業者へのハンズオン支援**

選定された県内製造業者と共同開発者の商品開発について、技術に関する助言等を行うとともにWJ認証基準を満たす商品となるようハンズオン支援を行う。

**(5) 品質管理・点検**

健康食品製造業者に対して、沖縄県工業技術センターと連携し、製造工程の品質管理点検及び指導を行う。

**(6) その他**

業務の円滑な実施を図るため、以下の要件を満たす担当職員を配置した体制を構築すること。

- (ア) 企業等が実施する商品開発等の相談に対して、沖縄ブランドの視点や健康食品産業の市場動向等に基づいた助言・指導ができる高い知見を有する者
- (イ) 事業を効率的に遂行するために必要とされる事業管理能力を有する者

## 5. 事業の活動目標及び成果目標について

本事業の活動指標及び成果指標は以下表のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

### (1) 活動指標

活動指標	目標値
販路開拓及び認知度向上にかかる機会創出	2件
エビデンス活用件数	3件
研究レビューの作成又は更新	1件
補助事業に係る共同開発のハンズオン支援	2件
品質管理点検・指導	2件
プラットフォーム等を活用した相談件数	100件

### (2) 成果指標

成果指標	目標値
認証商品の平均売上増加率	5%以上
WOJ 認証商品数	3商品
県外等販路の新規開拓	2件
品質管理に係る製造工程の改善	2件

## 6. 再委託について

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<p>○契約の主たる部分</p> <p>契約金額の50%を超える業務</p> <p>企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務</p>
---

### (2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務

等の範囲は以下のとおりとする。

- (ア) プラットフォーム等を活用した窓口業務
- (イ) 機能性素材開発促進のためのエビデンス調査におけるヒト介入試験及び研究レビューの作成・改訂
- (ウ) その他、県と事前協議の上、再委託承認が必要と認められるもの

#### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務 資料の収集・整理 複写・印刷・製本 原稿・データの入力及び集計 ホームページの維持管理
--

#### 7. その他

- (1) 事業の進捗状況を毎翌月末迄に沖縄県に報告するものとする。
- (2) 当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、財産の取得は原則として認めない。
- (4) 本事業の実績をまとめた報告書を成果品として1部及び電子ファイルを沖縄県に提出する。
- (5) 委託業務にかかる支出には、すべて支出額、支払い先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものとする。
- (6) 事業完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (7) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (8) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (9) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (10) この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。